

高齢者や障がい者の皆さんが 尊厳を持って暮らせる地域に!!



地域の皆さんの“気づき”が
高齢者・障がい者の虐待防止に
つながります！

終わりの見えない介護や世話に追い詰められて、高齢者や障がい者を傷つけてしまっている場合があります。そうした傷つける行為(＝虐待)を防ぐために、皆さまのご協力をお願いします。

地域の「見守り」と「気づき」が
虐待防止の第一歩！！



このような行為は虐待です

身体的虐待

とても熱いものを食べさせられる、飲まされる

叩かれる、蹴られる、つねられる

部屋から出してもらえない



心理的虐待

無視をされる

怒鳴られる、悪口やひどいことを言われる



性的虐待

本人が嫌がる性的行為を強要される

裸や下着のまま放置される



経済的虐待

自分のお金をとられる、渡してもらえない

本人の年金など収入はあるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができていない



ネグレクト(放棄・放置)

ごはんを食べさせてもらえない

お風呂に入らせてもらえない

病院に連れて行ってもらえない、必要なサービスを利用させてもらえない



虐待が起こる要因



【介護疲れ】 【経済的不安】 【希薄な近隣関係】
【疾病や障がいの理解不足】 【折り合いの悪さ】
【介護者の孤立】 など、様々な要因が重なり合っています。
★「介護の悩みや負担」をひとりで抱え込まないことが大切です。

早期発見・相談で虐待を防ぎましょう！



早期に発見し、第三者が介入することで、深刻化を防ぐことができます。
虐待に気づいたときは、一人で悩まず、ぜひ相談してください。
※ 相談者の個人情報を守られます。匿名での相談も受け付けています。

虐待の詳しい内容は
こちらをご覧ください



高齢者虐待
について



障がい者虐待
について

高齢者の場合の相談・問い合わせ先

松本市役所 高齢福祉課 福祉担当	☎34-3061 ☎34-3237	左記またはお住いの地区を担当する地域包括支援センター		
松本市役所 西部福祉課	☎92-3002	北部 ☎87-0231	中央南 ☎55-3320	南西部 ☎50-7858
介護110番	☎39-1165	東部 ☎36-3703	中央西 ☎38-3310	河西部 ☎48-6361
		中央 ☎31-0022	南東部 ☎85-7351	河西部西 ☎47-0294
		中央北 ☎34-8511	南部 ☎27-5138	西部 ☎87-1572

障がい者の場合の相談・問い合わせ先

松本市役所 障がい福祉課	☎34-3212
松本市役所 西部福祉課	☎92-3002

夜間・休日の問い合わせ先

松本市役所代表 ☎34-3000